

令和2年度

消費者行政概要

盛岡市消費生活センター

(2年6月作成)

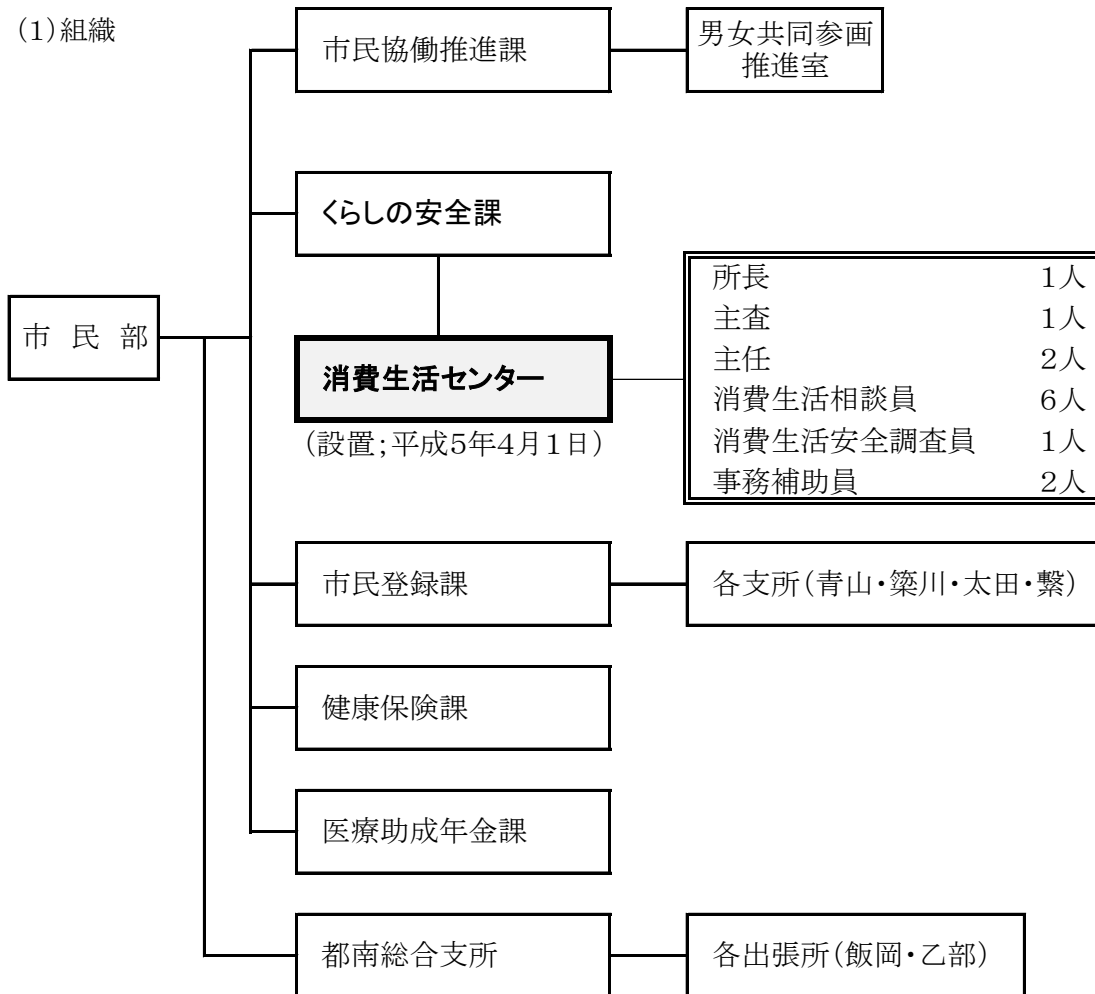
◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

I	消費者行政の概要	1
1	組織及び事務分掌	1
2	消費者行政施策	2
3	市の人口, 予算等	3
4	消費者行政のあゆみ	4
II	消費者行政の主な事業	6
1	消費者行政の推進	6
(1)	消費生活相談	6
(2)	消費者救済資金貸付事業	9
(3)	単位価格表示の普及	10
(4)	消費生活用製品安全法立入検査	10
(5)	家庭用品品質表示法立入検査	10
(6)	電気用品安全法に基づく立入検査	10
(7)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律に基づく立入検査	10
(8)	ガス事業法に基づく立入検査	10
(9)	食品等に係る放射性物質検査	10
2	消費者教育・啓発	12
(1)	消費者講座の開催	12
(2)	消費生活情報誌の発行	12
(3)	啓発用資料等の作成	12
III	計量行政の主な事業	13
1	計量行政の推進	13
(1)	計量器の定期検査	13
(2)	計量取締指導(立入検査)	13
(3)	計量思想の普及・啓発	15

I 消費者行政の概要

1 組織及び事務分掌

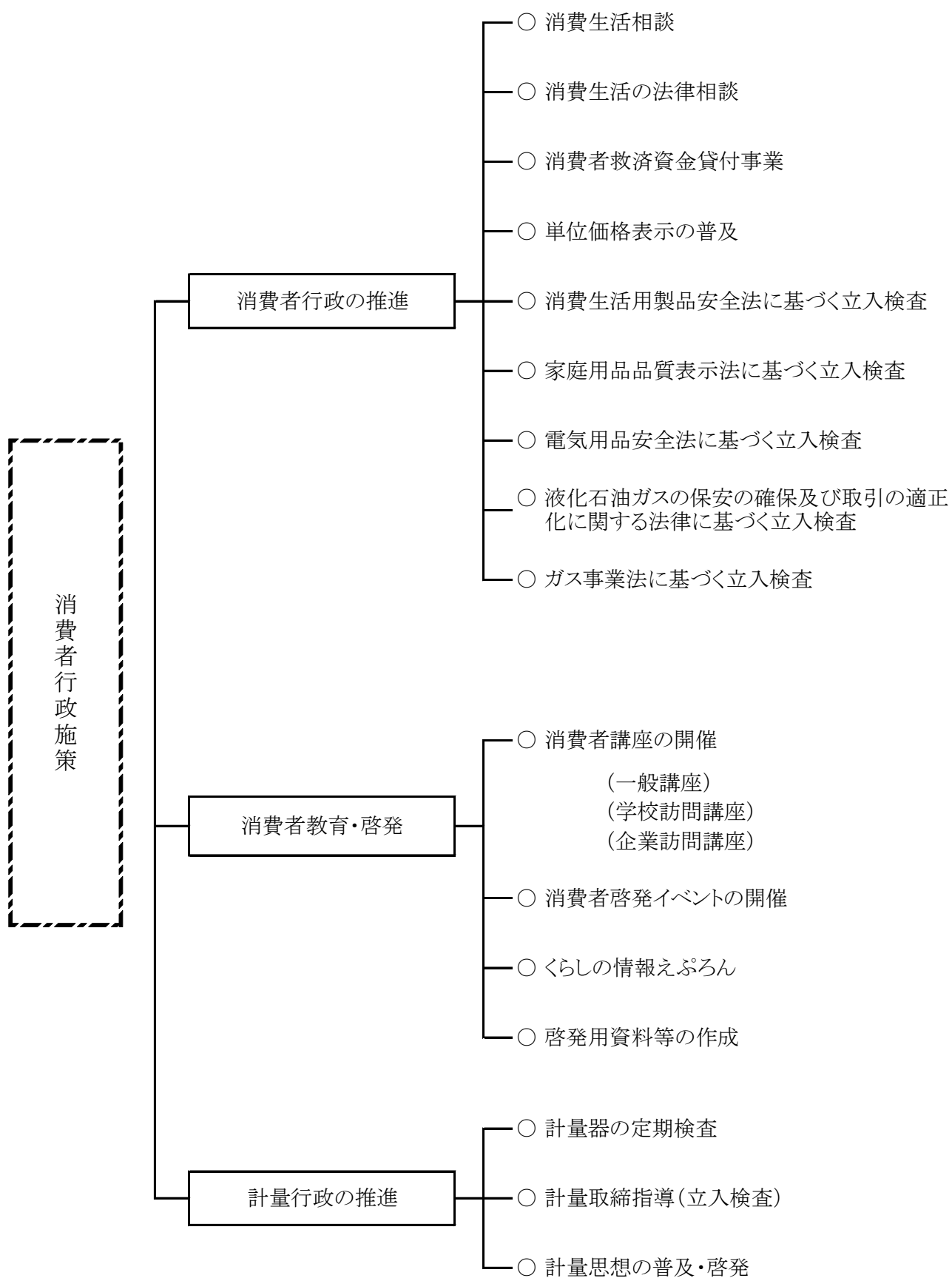
(1) 組織



(2) 事務分掌

- ① 消費生活に係る資料の収集及び情報提供に関すること。(盛岡広域を含む)
- ② 消費生活情報ネットワーク・システムに関すること。(盛岡広域を含む)
- ③ 消費者救済資金に関すること。
- ④ 消費生活相談に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑤ 消費者啓発及び教育に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑥ 消費者団体の育成に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑦ 計量器の事前調査及び定期検査に関すること。
- ⑧ 量目取締指導に関すること。
- ⑨ 計量関係事業所の取締指導に関すること。
- ⑩ 計量責任者研修会に関すること。
- ⑪ 計量思想の普及・啓発に関すること。
- ⑫ 県から委譲された事務(単位価格普及事務, 消費生活用特定製品事務, 家庭用品品質表示事務, 電気用品安全事務の各一部)に関すること。
- ⑬ その他消費者行政に関すること。

2 消費者行政施策



3 市の人口、予算等

(1) 盛岡市の人口 287,326 人(令和2年4月1日現在の推計人口)

(2) 盛岡市の世帯数 136,198 世帯(令和2年4月1日現在の推計人口に基づく世帯数)

(3) 盛岡市の令和2年度一般会計当初予算額 114,890,000 千円

(4) 消費生活センターに係る令和2年度当初予算額(歳出)

① 消費者行政推進事業	55,292 千円
② 消費者行政活性化事業	3,547 千円
③ 消費生活資金貸付事業	103,041 千円
④ 計量行政推進事業	3,005 千円
合 計	164,885 千円

① 消費者行政推進事業 55,292 千円

- ・職員3人に係る人件費 23,582千円
- ・会計年度任用職員に係る人件費 28, 633千円
(所長1人・消費生活相談員7人・消費生活安全調査員1人・事務補助員1人)
- ・法律相談(月2回)に係る報償費 720千円 ・研修等旅費及び受講料 1,333千円
- ・その他の経費 1,024千円

② 消費者行政活性化事業 3,547 千円

- ・会計年度任用職員1人(消費生活相談員)に係る人件費 2,887千円
- ・法律相談(月1回)に係る報償費 360千円 ・講師謝金 90千円
- ・日額旅費,費用弁償 210千円

③ 消費生活資金貸付事業 103,041 千円

- ・消費者救済資金貸付事業に係る預託金 103,000千円
○債務整理資金 75,000千円 ○生活再建資金 28,000千円
- ・需用費(印刷製本費) 41千円

④ 計量行政推進事業 3,005 千円

- ・計量法に基づき、取引や証明に使用する計量器の定期検査を実施する経費(南部地区)
○計量器定期検査業務委託料 2,658千円 ○その他の経費 347千円
- ・計量行政推進事業に併せて以下の事務も実施する。
 - 単位価格普及事務
 - 消費生活用製品安全法に基づく消費生活用特定製品事務
 - 家庭用品品質表示法に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - 電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - ガス事業法に基づくガス用品販売事業者への立入検査等事務

4 消費者行政のあゆみ

昭和40年度(1965)	計量法による計量特定市の指定を受ける。
昭和43年度(1968)	国は、消費生活の安定と向上の為に「消費者保護基本法」を制定し、社会経済の進展に伴う消費者を取り巻く種々の問題に対応を図ることとした。
昭和44年度(1969)	消費者保護行政と計量の適正化を推進する計量行政とを併せた総合窓口として、産業部商工観光課に消費経済係(3人)を設け、『消費生活相談窓口』を常時開設。
昭和45年度(1970)	消費生活モニター制度を導入(平成20年度廃止)。
昭和46年度(1971)	担当係名を、消費経済係から消費生活係に変更。
昭和47年度(1972)	定期計量業務の一部を民間計量士に委託し、計量の合理化を図る。 第4回東北都市消費者行政協議会総会を盛岡市で開催。
昭和48年度(1973)	第1次オイルショックとその後の物不足や狂乱物価は、冷静さを欠いた消費者の対応など各分野で深い反省を呼び起こしたことから、市民生活の安定向上を図るため、消費生活モニターによる物価監視体制の強化や資料収集等を実施し、消費者への速やかな情報の提供等に努めるとともに、「盛岡市生活物資等安定対策委員会(委員長：盛岡市助役)」を設置。
昭和54年度(1979)	一般職員が1人増員。「出前消費者講座」と「無料法律相談」を開始。 勤労者が緊急に生活資金を必要としている場合の対応を図るため、「盛岡市生活安定資金貸付制度」をスタート(平成14年度移管)。
昭和56年度(1981)	第1回盛岡消費者まつり開催。
昭和57年度(1982)	盛岡市計量検査所設置。
昭和59年度(1984)	初めて消費生活相談員を1人配置し、サラ金・クレジット等消費生活全般についての消費者からの問い合わせに対応することとした。 「くらしの情報えぷろん」を発行し消費者被害の未然防止に努める。
昭和60年度(1985)	いわゆる「豊田商事事件」を機に、訪問販売など特殊販売をめぐるトラブルの解消のため、専用電話「消費者110番」を設置。
昭和62年度(1987)	消費生活相談員を1人増員(2人体制)。
昭和63年度(1988)	機構改革により、消費者行政の担当は、産業部から市民生活部(生活環境課消費生活係)に移管。
平成元年度(1989)	「盛岡市消費者救済資金貸付制度」をスタートさせ、サラ金・クレジットなどの多重債務の整理で困っている市民の対応にあたる。
平成2年度(1990)	消費生活相談員を1人増員(3人体制)。
平成3年度(1991)	食品の安全に関し調査・検討するため、「盛岡市食品安全懇談会」を設置。
平成4年度(1992)	平成4年4月都南村と合併。一般職員が1人増員。
平成5年度(1993)	『盛岡市消費生活センター』を設置して、市民への情報提供と相談業務の質的充実にあたる。
平成6年度(1994)	学生等を対象とした「学校訪問による出前消費者講座」を開始。
平成7年度(1995)	「盛岡市食品安全懇談会」が市長に報告書を提出し解散。
平成8年度(1996)	新社会人等を対象とした「企業訪問による出前消費者講座」を開始。
平成9年度(1997)	機構改革により、消費者行政は市民部市民生活課消費生活係となる。
平成11年度(1999)	計量器定期検査を、(社)計量計測技術センターに全部委託。
平成12年度(2000)	機構改革により市民生活課消費生活係を廃止し、消費者行政及び計量行政は、市民生活課が所管する消費生活センターの業務となる。 消費生活センターが6月「プラザおでって」に移転し専任の所長を配置。
平成13年度(2001)	全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)の端末機を設置(国庫負担事業)。
平成14年度(2002)	消費生活相談員を1人増員(4人体制)。 「盛岡市生活安定資金貸付制度」が、産業部工業労政課の所管となる。

平成15年度(2003)	架空請求に関する相談が急増し、消費生活相談件数が前年度比55%増の3,813件になる。
平成16年度(2004)	国は、「消費者保護基本法」を改正して「消費者基本法」を公布し、保護から自立支援へと大きく転換。 消費生活相談員を1人増員(5人体制)。「悪質商法に負けないまちづくり」事業を開始。相談件数が前年度比63%増の6,202件(最多)となる。
平成17年度(2005)	機構改革により、消費生活センターは市民活動推進課の所管となる。 パイオネットの入力用端末機が国民生活センターからの貸与制で直接入力方式となり、「くらしの情報えぷろん」が広報もりおかの中で、隔月掲載となる。「賢い消費者養成講座」を開始(25年度まで)。
平成18年度(2006)	平成19年1月玉山村と合併。 庁内関係部署と連携して多重債務問題を抱える市民の債務整理を支援することにより生活再建を進め、もって収納率の向上に繋げることを目的として、19年3月「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム」を策定する。
平成19年度(2007)	消費生活相談員を1人増員(6人体制)。「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム」に基づき、多重債務者の生活再建支援を開始。 架空・不当請求に関する相談が687件と前年度比で半減した一方、借金に関する相談が1,997件(最多)と倍増した(全体の相談件数は3,923件)。
平成20年度(2008)	機構改革により、センターは市民部の直轄となる。激増する多重債務問題の相談業務に当たるため消費生活相談員を3人増員(9人体制)。 相談室及び執務スペースを確保するため、8月に肴町分庁舎に移転。 21年1月から市とNPO法人が事業主体となり「くらしとお金の安心支援事業」を開始し、法人内に生活困窮者の生活再建支援のための無料相談窓口を設置。消費生活モニター制度を廃止。
平成21年度(2009)	国は、消費者行政を一元化するため消費者庁を創設。 債務整理後にセーフティネット貸付等の対象にならない市民を対象に、消費者救済資金貸付制度に「生活再建資金貸付」を創設。
平成22年度(2010)	盛岡広域8市町村の消費者行政の共同実施を開始し、盛岡市消費生活センターを『盛岡広域の消費生活センター』として位置づけ、主体的に相談及び啓発事業を行うため、消費生活相談員を4人増員(13人体制)。 (広域圏内相談件数は558件で全体(3,530件)の15.8%)
平成23年度(2011)	機構改革により、センターは市民部市民活動推進課の所管となる。 県移譲事務(消費生活用製品安全法等に係る事務)の増大により消費生活安全調査員を1人配置する一方、多重債務相談の減少により消費生活相談員を2人減員(11人体制)。
平成24年度(2012)	相談件数の減少により、前年度に引続き消費生活相談員を2人減員し9人体制としたほか、食品等に係る安全・安心を確保するため、放射性物質食品測定員を1人配置し、市内で生産される農畜産物のほか、市民が持ち込む食品等についても、放射性物質の測定検査を開始する。 第2次一括法により、「電気用品安全法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「ガス事業法」が県から移譲される。
平成25年度(2013)	機構改革により、センターは市民部くらしの安全課の所管となる。 消費者行政活性化事業を見直し、消費生活相談員を1人減員し8人体制とする。消費者庁「高齢消費者の二次被害防止モデル事業」に取り組む。
平成26年度(2014)	東日本大震災の被災地(陸前高田市)に職員1名を一年間派遣する。
平成27年度(2015)	第46回東北都市消費者行政協議会総会を43年ぶりに盛岡市で開催。
平成30年度(2018)	放射性物質食品測定員を非常勤職員から臨時職員とし、測定日を週3日(火・水・金)とする。 全国特定市計量行政協議会東北地区会議を盛岡市で開催。
令和元年度(2019)	市民が持ち込む食品等に係る放射性物質の測定検査を終了。 東日本大震災の被災地(大槌町)に職員1名を一年間派遣する。

Ⅱ 消費者行政の主な事業

1 消費者行政の推進

(1)消費生活相談

多重債務や訪問販売、電話勧誘、クレジット契約など消費生活上の問題解決のため消費生活相談員8人を配置し、市民などからの苦情相談や問い合わせに応じており、解決が困難なケースについては、無料で行っている「消費生活の法律相談」の担当弁護士や関係機関と協議しながら解決に導いています。

近年の相談件数の合計は3,000件を下回り、減少傾向で推移しています。主な内容としては、ネット取引トラブルや高齢者や若者への巧妙で悪質な販売等の相談が多く寄せられ、年代別では、60代以上の相談が平成23年度以降9年連続で40%を超えています。

令和元年度の相談件数は、前年度に比べて219件減少し2,586件(前年度比92.2%)でした。また、借金問題の相談は前年度に比べて105件減の392件(前年度比78.9%)となりました。

増加した主なものは、183件増加のネット取引トラブル(433件;前年度比173.2%)、37件増加の他の業法(美容整形・訪問買取)(100件;同比158.8%)、13件増加の車関係トラブル(54件;同比131.7%)です。

一方、減少した主なものは、234件減少の架空・不当請求(233件;同比49.9%)、125件減少の多重債務・フリーローン(317件;同比71.8%)、39件減少の他の電話勧誘トラブル(100件;同比72.0%)です。

なお、広域圏内からの相談は480件で全体の18.6%でした。

《年代別・手段別等相談件数実績》

年 度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
合計(構成比)		3,212	100.0%	2,868	100.0%	2,794	100.0%	2,805	100.0%	2,586	100.0%
年 代 別	20歳未満	47	1.5%	54	1.9%	36	1.3%	44	1.6%	51	2.0%
	20歳代	250	7.8%	247	8.6%	249	8.9%	213	7.6%	193	7.5%
	30歳代	384	12.0%	337	11.8%	321	11.5%	267	9.5%	240	9.3%
	40歳代	544	16.9%	477	16.6%	468	16.8%	372	13.3%	384	14.8%
	50歳代	462	14.4%	464	16.2%	473	16.9%	453	16.1%	435	16.8%
	60歳代	582	18.1%	490	17.1%	528	18.9%	589	21.0%	489	18.9%
	70歳以上	885	27.6%	709	24.7%	613	21.9%	764	27.2%	689	26.6%
	不 明	58	1.8%	90	3.1%	106	3.8%	103	3.7%	105	4.1%
手 段 別	来 所	908	28.3%	706	24.6%	684	24.5%	771	27.5%	687	26.6%
	電 話	2,301	71.6%	2,160	75.3%	2,110	75.5%	2,031	72.4%	1,898	73.4%
	文 書	3	0.1%	2	0.1%	0	0.0%	3	0.1%	1	0.0%
性 別	男 性	1,474	45.9%	1,337	46.6%	1,253	44.8%	1,226	43.7%	1,202	46.5%
	女 性	1,708	53.2%	1,481	51.6%	1,479	52.9%	1,521	54.2%	1,324	51.2%
	不 明	30	0.9%	50	1.7%	62	2.2%	58	2.1%	60	2.3%
市 内 外 別	市 内	2,590	80.6%	2,276	79.4%	2,174	77.8%	2,191	78.1%	1,995	77.1%
	広域圏内	471	14.7%	458	16.0%	478	17.1%	484	17.3%	480	18.6%
	広域圏外	128	4.0%	107	3.7%	104	3.7%	117	4.2%	87	3.4%
	不 明	23	0.7%	27	0.9%	38	1.4%	13	0.5%	24	0.9%

《販売形態別などによる相談件数》

No.	相談種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
1	多重債務・フリーローン※	414	14.4%	419	15.0%	442	15.8%	317	12.3%
2	保証人※	9	0.3%	10	0.4%	9	0.3%	15	0.6%
3	名義貸し	23	0.8%	26	0.9%	23	0.8%	25	1.0%
4	マルチ商法	26	0.9%	33	1.2%	24	0.9%	28	1.1%
5	催眠(SF)商法	3	0.1%	0	0.0%	5	0.2%	5	0.2%
6	点検商法	18	0.6%	11	0.4%	7	0.2%	8	0.3%
7	内職商法(ギャンブル必勝法含)	10	0.3%	11	0.4%	30	1.1%	20	0.8%
8	補習用教材商法	1	0.0%	2	0.1%	2	0.1%	3	0.1%
9	アポイントメント商法	5	0.2%	5	0.2%	5	0.2%	9	0.4%
10	靈感商法(占い・開運)	6	0.2%	4	0.1%	7	0.2%	8	0.3%
11	体験(実演)商法	6	0.2%	8	0.3%	9	0.3%	3	0.1%
12	起業商法	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
13	資格商法	6	0.2%	4	0.1%	7	0.2%	3	0.1%
14	利殖商法	34	1.2%	17	0.6%	29	1.0%	13	0.5%
15	ネガティブオプション(送り付け)	29	1.0%	20	0.7%	19	0.7%	18	0.7%
16	通信関係トラブル	240	8.4%	281	10.1%	321	11.4%	296	11.4%
17	敷金返還・修繕トラブル	47	1.6%	47	1.7%	44	1.6%	32	1.2%
18	クリーニングトラブル	7	0.2%	11	0.4%	7	0.2%	7	0.3%
19	架空・不当請求	600	20.9%	559	20.0%	467	16.6%	233	9.0%
20	ヤミ金・融資詐欺※	18	0.6%	9	0.3%	8	0.3%	11	0.4%
21	キャッチセールス	1	0.0%	4	0.1%	4	0.1%	4	0.2%
22	住宅リフォーム(外構工事含)	58	2.0%	49	1.8%	46	1.6%	58	2.2%
23	金融保険トラブル	38	1.3%	44	1.6%	46	1.6%	57	2.2%
24	次々・過量販売	6	0.2%	8	0.3%	6	0.2%	9	0.4%
25	車関係トラブル	60	2.1%	45	1.6%	41	1.5%	54	2.1%
26	当選商法(賞金・海外宝くじ)	9	0.3%	6	0.2%	2	0.1%	4	0.2%
27	広告詐欺	4	0.1%	2	0.1%	1	0.0%	3	0.1%
28	新聞勧誘	22	0.8%	14	0.5%	12	0.4%	14	0.5%
29	不動産トラブル	60	2.1%	47	1.7%	54	1.9%	38	1.5%
30	冠婚葬祭互助会	12	0.4%	18	0.6%	11	0.4%	16	0.6%
31	生活設計・困窮※	36	1.3%	45	1.6%	38	1.4%	49	1.9%
40	苦情一般(店舗トラブルなど)	194	6.8%	197	7.1%	190	6.8%	203	7.8%
50	食の安全(食品販売店)	29	1.0%	18	0.6%	20	0.7%	16	0.6%
55	製品の安全・トラブル	68	2.4%	71	2.5%	68	2.4%	42	1.6%
61	ネット取引トラブル	224	7.8%	218	7.8%	250	8.9%	433	16.7%
66	通信販売トラブル	46	1.6%	44	1.6%	43	1.5%	42	1.6%
77	他の訪問販売トラブル	26	0.9%	32	1.1%	28	1.0%	27	1.0%
88	他の電話勧誘トラブル	90	3.1%	83	3.0%	139	5.0%	100	3.9%
92	不動産賃貸借トラブル	89	3.1%	71	2.5%	63	2.2%	48	1.9%
98	他の業法(美容整形・訪問買取)	72	2.5%	72	2.6%	63	2.2%	100	3.9%
99	その他	222	7.7%	229	8.2%	214	7.6%	215	8.3%
合 計		2,868	100.0%	2,794	100.0%	2,805	100.0%	2,586	100.0%
※借金問題;No.1・2・20・31		477	16.6%	483	17.3%	497	17.7%	392	15.2%

《商品・役務等別分類相談件数の内訳》

(PIO-NET 相談分類表による)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		*1	*2	*1	*2	*1	*2	*1	*2
商品	A 商品一般	134		238	1	442		267	
	B 食料品	141	2	137	1	139		188	2
	C 住居品	79		74		50	1	71	1
	D 光熱水品	17		35	1	102	1	41	
	E 被服品	95	2	89		61	1	98	2
	F 保健・衛生品	48		63		67		126	2
	G 教養・娯楽品	133		139	1	130	1	128	1
	H 車両・乗り物	82	4	66	1	58	3	69	3
	I 土地・建物・設備	278	17	250	12	239	6	223	11
	J 他の商品	3		6		2		3	
商品 関連 役務	K クリーニング	[7]		[9]		[5]		[5]	
	L レンタル・リース・賃借	[139]	[9]	[122]	[6]	[117]	[5]	[89]	[2]
	M 工事・建物・加工	[74]	[4]	[58]	[3]	[67]	[1]	[53]	[3]
	N 修理・補修	[35]	[2]	[28]		[20]	[1]	[20]	[1]
	O 管理・保管	[7]		[4]		[5]	[1]	[4]	
役 務	P 役務・一般	13		14		9		15	
	Q 金融・保険サービス	460	68	461	31	480	26	390	31
	R 運輸・通信サービス	696	3	753	2	570	4	486	9
	S 教育・サービス	14		7		11	1	8	
	T 教養・娯楽サービス	32	2	27	1	55	1	56	
	U 保健・福祉サービス	108	2	109	3	79	1	100	2
	V 他の役務	101		96	3	112	1	91	2
	W 内職・副業・相場	6		5		4		18	
	X 他の行政サービス	240	1	30		25		57	
	Z 他の相談	188	5	195	5	170	2	151	2
合 計		2,868	106	2,794	62	2,805	49	2,586	68

注：商品関連役務(K～O)に分類した場合、更に商品(A～J)にも分類

*1:消費生活相談

*2:法律相談

○消費生活の法律相談

多重債務に関する相談や訪問販売・電話勧誘販売など消費生活全般に関わるトラブルを解決するため、昭和54年から岩手弁護士会の消費者問題専門弁護士による無料法律相談を開設しています。
(平成22年度から消費者行政活性化基金を活用して月3回開設)

《年代別法律相談件数》

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
平成27年度	0	5	16	21	21	34	23	0	120
平成28年度	0	6	19	26	21	18	16	0	106
平成29年度	0	8	11	9	15	7	12	0	62
平成30年度	0	3	6	8	14	10	8	0	49
令和元年度	1	7	3	17	14	14	12	0	68

(2)消費者救済資金貸付事業

相談者の生活再建を図ることを目的として、平成元年度からサラ金・クレジットなどの多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、21年度から生活再建に要する資金を貸付けしています。融資の原資は市が金融機関に預託し、預託金の4倍（生活再建資金は同額）を融資枠としています。

- 融資機関 消費者信用生活協同組合
- 融資枠 3億2,800万円
債務整理資金等：3億0,000万円
生活再建資金：2,800万円
- 融資限度額 ア 一般貸付 500万円（債務整理資金；債務整理・ローン借換資金）
100万円（生活再建資金；生活資金・教育資金・自動車購入代金等）
イ 特別貸付 100万円（被害救済資金及び訴訟資金）
- 貸付利率 ア 一般貸付 年利9.10%（債務整理資金）
（変動金利） 年利8.625%（生活再建資金）
イ 特別貸付 年利4.79%（被害救済資金及び訴訟資金）
- 償還期間 ア 一般貸付 10年（120回）以内（債務整理資金）
6年（72回）以内（生活再建資金）
イ 特別貸付 5年（60回）以内（被害救済資金及び訴訟資金）
- 《提携自治体数》 33市町村（県内全市町村）

《貸付利率》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
債務整理資金	9.15%	9.10%	9.10%	9.10%	9.10%	9.10%
生活再建資金	8.625%	8.625%	8.625%	8.625%	8.625%	8.625%
特別貸付資金	4.84%	4.79%	4.79%	4.79%	4.79%	4.79%

《預託額及び融資枠》

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
預 託 額	155,000	148,000	144,000	125,000	107,000	103,000
債務整理資金	105,000	94,000	90,000	81,000	73,000	75,000
生活再建資金	50,000	54,000	54,000	44,000	34,000	28,000
融 資 枠	470,000	430,000	414,000	368,000	326,000	328,000
債務整理資金	420,000	376,000	360,000	324,000	292,000	300,000
生活再建資金	50,000	54,000	54,000	44,000	34,000	28,000

《貸付実績》

（単位：千円）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
年度中貸付額	116	137,290	82	91,370	60	67,200	54	57,360	66	96,940
債務整理資金	55	110,850	38	70,740	28	53,120	29	48,020	41	84,400
生活再建資金	61	26,440	44	20,630	32	14,080	25	9,340	25	12,540
年度末貸付残額	434	406,268	401	376,927	356	328,700	315	283,202	286	280,044
債務整理資金	292	355,439	278	335,649	254	297,016	233	260,318	225	258,554
生活再建資金	142	50,829	123	41,278	102	31,684	82	22,884	61	21,490

[参考] 自己破産受理件数

※資料 盛岡地方裁判所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
盛岡地方裁判所管内総数 (岩手県内)	637	652	753	806	768
内、盛岡地方裁判所扱い	341	348	414	432	390

※「盛岡地方裁判所扱い」とは、盛岡市・岩手郡・紫波郡をいう。

(3) 単位価格表示の普及

商品の多様化が進む中で、消費者が容易に価格の比較が可能となるように定められた県の『単位価格表示制度』に基づき、37品目の日用品や食料品について一定の計量単位あたりの価格(例えば「100g当たり〇〇円」)を表示するよう該当する事業者には通知しています。

(4) 消費生活用製品安全法立入検査

消費生活用製品の販売にあたり、一般消費者の生命又は身体に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品について、技術基準に適合したことを示す表示がなされているか立入検査を行います。

(5) 家庭用品品質表示法立入検査

家庭用品の販売にあたり、品質表示が不適正表示又は無表示となっているものがないか立入検査を行います。

(6) 電気用品安全法に基づく立入検査

電気用品の販売に当たり、技術基準に適合している表示がなされているか立入検査を行います。

(7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

液化石油ガス器具等の販売に当たり、販売事業者や保安機関に立入検査を行い業務の状況若しくは帳簿、書類等を確認します。

(8) ガス事業法に基づく立入検査

都市ガスの許認可権限は国に属し、立入検査も国が実施することから、市では国から指示があった場合に立入検査を実施します。

(9) 食品等に係る放射性物質検査

平成23年3月の東日本大震災時の東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が広範囲に飛散した結果、不安を抱えている市民が多いことから、食品等に対する安全・安心を確保するため、平成24年度から令和元年度まで、簡易測定器NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーターにより、市内で生産される農畜産物等の自主検査を実施しました。また、市民が持ち込む食品等についても、無料で測定検査を実施しました。

※ベクレル(Bq) ; 食品や水などに含まれる放射性物質が放射線を出す能力を表す単位
シーベルト(Sv) ; 放射線による人体への影響を統一して表す単位

○放射性セシウムの基準値(Bq/kg)

飲料水	牛乳・乳児用食品	一般食品	家庭菜園肥料	水田土壌	汚泥・焼却残灰
10	50	100	400	1,000	8,000

《放射性物質測定件数実績》

	農林部	環境部	その他の部署	市民(市内採取)	合計
平成27年度	25	68	0	61(24)	154
平成28年度	24	66	1	32(9)	123
平成29年度	25	68	0	29(17)	122
平成30年度	17	69	0	6(3)	92
令和元年度	3	65	0	3(3)	71

《分類別測定件数実績(市民が持ち込んだ試料)》

	米穀類	野菜・果物	山菜・キノコ	水・茶類	その他	合計
平成27年度	2	23	27	3	6	61
平成28年度	4	6	19	1	2	32
平成29年度	2	1	21	2	3	29
平成30年度	1	0	4	0	1	6
令和元年度	0	0	2	0	1	3

《測定検査結果(市民が持ち込んだ食品)》(市内採取)

	検出限界値未満	基準値以下		基準値超過 (※)	合計
		10Bq/kg～50Bq/kg	51Bq/kg～100Bq/kg		
平成27年度	47(24)	6(0)	3	2	58(24)
平成28年度	26(8)	3(1)	1	0	30(9)
平成29年度	21(10)	4(0)	1	0	26(10)
平成30年度	3(2)	3(1)	0	0	6(3)
令和元年度	3(3)	3(3)	0	0	3(3)

※基準値を超過した食品はすべて市外産

H26; 原木生シイタケ3(奥州市3)

H27; 原木生シイタケ(奥州市), コシアブラ(一関市)

《市民が持ち込んだ食品の主なもの(上位10件)》

○ 平成26年度

湧水	10
ワラビ	10
モウソウ, 原木シイタケ	4
ジャガイモ	3
玄米, 白米, タラノ芽, アイコ, 姫竹, 鹿肉	2

○ 平成27年度

タラノ芽	5
クリ	4
湧水, 原木シイタケ, ジャガイモ	3
モウソウ, フキ, ナラタケ, 大根, 柿, 鹿肉	2

○ 平成28年度

アミタケ	3
白米	3
タラノ芽	2
ワラビ	2
ナラタケ	2
シドケ	2

○ 平成29年度

ナラタケ	4
鹿肉	3
ウド	2
シドケ	2
ナラタケ	2
シドケ	2

○ 平成30年度

フキ	1
ワラビ	1
ウルイ	1

○ 令和元年度

アミタケ	1
イノシシ	1
ウルイ	1

2 消費者教育・啓発等

(1) 消費者講座の開催

一般消費者、学生及び勤労者を対象として、町内会、老人クラブ・消費者団体等の各種団体、学校、企業等に講師を派遣する消費者講座を実施し、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報提供をするなど、消費生活の安定と向上・消費者意識の高揚に努めています。

昭和54年度から「出前」による一般消費者講座、平成6年度からは学校訪問講座、8年度からは企業訪問講座を実施していますが、講座では、最近の相談事例等を紹介しながら悪質商法の被害に遭わないように啓発・注意喚起をしています。

《消費者講座開催実績》

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
一般消費者講座	101	5,080	77	3,536	52	2,194	59	2,123	50	1,545
学校訪問講座	37	2,704	39	2,259	41	2,382	45	1,847	38	1,465
企業訪問講座	20	1,277	21	1,157	16	396	15	402	21	753
合 計	158	9,061	137	6,952	109	4,972	119	4,372	109	3,763
(広域実施分)	44	2,485	33	1,830	24	1,360	29	1,117	33	1,026

(2) 消費生活情報誌の発行

消費者が自主的かつ健全な消費生活を営むことができるように、昭和59年度から「くらしの情報誌えぷろん」を年3回発行、平成17年度からは「広報もりおか」の中で「消費生活情報えぷろん」として隔月掲載し、悪質商法に遭わないための啓発、商品やサービス及び契約に関する知識などの情報を提供し、消費者被害の未然防止に努めています。(1回当たり発行部数;143,700部 年6回、全世帯配布)

また、広域圏においても、『もりおか広域 消費生活情報 特別便』として、平成24年度から平成30年度まで全世帯配布しました(1回当たり発行部数;66,900部)。

《令和元年度の掲載内容》

5月1日号	◇お役に立ちます消費生活センター(出前！消費者講座)
9月1日号	◇成人年齢が引き下げられます。はかりの検査実施します。
11月1日号	◇キャッシュレス決済を上手に活用しよう！
1月1日号	◇チケットは、公式チケット販売で！(インターネットトラブルに注意)
3月1日号	◇自転車も車両、交通ルールを守ろう！(自転車損害賠償保険に加入を)

(3) 啓発用資料等の作成

商品知識・訪問販売契約などの知識の普及を目的とした啓発用リーフレットなどを作成し、市の窓口や消費者講座、学校訪問講座などにおいて配布し、消費者情報の提供を行っています。

Ⅲ 計量行政の主な事業

1 計量行政の推進

(1) 計量器の定期検査

計量法第19条及び第21条の規定により、取引又は証明に使用している計量器について2年に1回定期的に検査することになっていることから、盛岡市では市域を雫石川・中津川を境に2ブロック(南部と北部)に区分し、偶数年度は南部地区を、奇数年度は北部地区を対象に検査を実施しており、令和元年度は北部地区を実施しました。

なお、適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条第1項の規定に基づき、平成11年7月28日付で社団法人計量計測技術センターを指定定期検査機関として指定し、計量器の定期検査全般を委託実施しています。

※取引や証明に用いる計量器の使用人は、民間計量士が行う代検査(実施後、市に報告)か、市が行う定期検査のいずれかの検査を受検しなければなりません。

ア 計量器事前調査

計量法第22条に基づき、定期検査実施前に取引や証明に用いる計量器の調査を実施しています。(一般社団法人計量計測技術センターに委託。)

○計量器定期検査事前調査業務委託料 元年度: 870,156円 (30年度: 799,200円)

○計量器定期検査業務委託料 元年度: 1,927,500円 (30年度: 1,810,080円)

イ 定期検査区分別成績表 ※ ()内は内数で分銅・おもりの数及び率

《令和元年度: 北部地区》

検査区分	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	検査期間
所在場所検査	44	112(0)	1(0)	0.9(0)	9/30～10/11
集合検査	293	416(219)	1(0)	0.2(0)	9/17～10/29
小 計	337	528(219)	2(0)	0.4(0)	延べ日数20日
計量士による代検査	235	1,300(304)	12(0)	0.9(0)	
合 計	572	1,828(523)	14(0)	0.6(0)	

《平成30年度: 南部地区》

検査区分	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	検査期間
所在場所検査	41	170(0)	2(0)	1.2(0.0)	9/19～10/11
集合検査	362	818(231)	4(0)	0.5(0.0)	9/18～10/30
小 計	403	988(231)	6(0)	0.6(0.0)	延べ日数18日
計量士による代検査	179	1,474(314)	10(0)	0.7(0.0)	
合 計	582	2,462(545)	16(0)	0.6(0.0)	

ウ 計量器検査手数料

○令和元年度: 658,590円 延べ20日 (平成30年度: 730,960円 延べ18日)

(盛岡市手数料条例第4条の規定により指定定期検査機関が徴収した手数料の額)

(2) 計量取締指導(立入検査)

商取引における適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条に基づき、量目取締、関係事業者立入検査を実施しています。

<量目取締>

※ 計量法改正により、平成6年度から量目取締の規制が不足側のみとなりました。

ア 全国一斉量目取締試買検査

商品の流通が盛んになる中元期及び年末・年始時期に、全国の計量特定市が一斉に全国計量行政会議の指定商品(肉製品, 魚介類及び乾めん等の食料品)及び正味量表記(トレー, ラップ, 調味料等を除く)されている観光みやげ物等の量目検査を実施しています。

《平成27～令和元年度 実施内容》※(超過商品)は正量商品の内数

	検査戸数	検査個数	正量商品		(超過商品)		不足商品	
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)
平成27年度	24	250	250	100.0	17	6.8	0	0.0
平成28年度	26	300	295	98.3	22	7.3	5	1.7
平成29年度	36	285	273	95.8	22	7.7	12	4.2
平成30年度	38	280	251	89.6	23	8.2	6	2.1
令和元年度	41	295	279	94.6	12	4.1	4	1.4

※＜中元期＞

	検査戸数	検査個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
平成27年度	13	140	140	100.0	12	8.6	0	0.0	7月13日
平成28年度	13	170	169	99.4	5	2.9	1	0.6	7月21日
平成29年度	18	135	126	93.3	16	11.9	9	6.7	7月26日
平成30年度	18	130	109	83.8	16	12.3	5	3.8	7月9日
令和元年度	22	150	146	97.3	4	2.7	0	0.0	7月8日

※＜年末期＞

	検査戸数	検査個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
平成27年度	11	110	110	100.0	5	4.5	0	0.0	12月10日
平成28年度	13	130	126	96.9	17	13.1	4	3.1	12月8日
平成29年度	18	150	147	98.0	6	4.0	3	2.0	12月12日
平成30年度	20	150	142	94.7	7	4.7	1	0.7	12月5日
令和元年度	19	145	133	91.7	8	5.5	4	2.8	12月9日

イ スーパーマーケット等商品量目立入検査

市内のスーパーマーケット等量販店が自店でパック詰めし、内容量を表記して販売している商品を対象に、その量目が適切かどうかを確認するため、立入検査を実施しています。この結果、正量率90%以上の店舗を合格として合格ステッカーを配布しています。

《平成27～令和元年度 実施内容》※(超過商品)は正量商品の内数

	検査戸数	検査個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
平成27年度	18	900	900	100.0	2	0.2	0	0.0	11/16～12/25
平成28年度	21	1025	990	96.6	0	0.0	35	3.4	11/10～12/21
平成29年度	14	700	694	99.1	0	0.0	6	0.9	11/2～12/7
平成30年度	18	900	887	98.6	2	0.2	11	1.2	9/4～12/4
令和元年度	19	950	933	98.2	1	0.1	16	1.7	9/26～11/26

ウ 石油ガスメーター立入検査

市内の石油ガスメーター取扱事業者を対象として、検定有効期間等を確認するため、立入検査(台帳検査)を実施しています。

《平成26～令和元年度 実施内容 平成29年度未実施》

	検査 戸数	検査 個数	適正メーター		不適正メーター		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
平成26年度	8	26,210	26,147	99.8	63	0.2	3/12～24
平成27年度	13	21,367	21,327	99.8	40	0.2	3/2～15
平成28年度	11	15,088	15,088	100.0	0	0.0	2/24～3/6
平成30年度	12	75,412	75,375	100.0	37	0.0	1/26～2/8
令和元年度	8	4,025	4,023	100.0	2	0.0	1/12～2/18

エ 計量関係事業者取締

計量関係事業者が、計量法を遵守して業務を適正に行っているかどうかを確認するため、立入検査を実施しています。(平成21年度実施, 22～令和元年度未実施)

	指定定期 検査機関	適正計量 管理事業所	製造事業者	修理事業者	計量器販売 事業者	証明事業者
平成21年度	0	5事業所	0	4事業所	1事業所	1事業所
22～令和元年度	—	—	—	—	—	—

(3) 計量思想の普及・啓発

ア 計量啓発

毎年11月1日の「計量記念日」及び11月の「計量強調月間」に合わせ、岩手県商工観光労働部商工企画室及び(一社)計量計測技術センターの協力により啓発事業を実施しています。

①計量強調月間啓発用横断幕の市庁舎掲示;10月下旬～11月上旬

②(一社)計量計測技術センターが主催する「けいりょう」強調月間標語コンクール後援&盛岡市長賞贈呈

★盛岡市長賞
(応募数)

平成27年度(288)	『合わせよう 秤の目盛と自分の目盛 思いを届け 消費者に』
平成28年度(227)	『消費者の眼 量りの目 消費者を繋ぐ 目盛りの目』
平成29年度(133)	『未来へと 届ける安心 確かな計量』
平成30年度(198)	『確かな計量 安心安全 暮らしを守るパートナー』
令和元年度(257)	『世界に誇る品質の 礎(いしずえ) 築く確かな計量』

イ 計量担当者実務研修会

毎年2月、市内のスーパーマーケット等量販店の計量担当者を対象に、先に実施したスーパーマーケット等商品量目立入検査結果報告と計量法に関する講習会を行い、適正計量管理の思想普及に努めています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施日	2月18日	2月10日	2月8日	2月8日	2月13日
参加者	29人	30人	18人	48人	23人